

おも

ちゅうしゃじょうりようしょうせいど

思いやり駐車場利用証制度について

あなたに知ってほしいこと

思いやり駐車場利用証制度とは

県と協定を結んだ施設（ショッピングセンターや病院、公共施設など）に専用の駐車スペース（思いやり駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや難病などにより歩行が困難な人に「思いやり駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が思いやり駐車場を利用できるようにする制度です。

対象となる人

- 身体・知的・精神障がいや難病により歩行が困難な人
- 要介護・要支援認定を受けた高齢者で歩行が困難な人
- けがなどにより一時的に歩行が困難な人
- 妊産婦 母子手帳取得時から産後2年間（単胎児）
母子手帳取得時から産後3年間（多胎児）



※ただし、障害者手帳をお持ちでも、障がい区分や等級によっては対象とならない場合があります。

※利用証の交付を受けたい方は、島根県障がい福祉課までお問い合わせください。

詳しくは

島根県健康福祉部障がい福祉課
〒690-8501 松江市殿町1番地

電話：0852-22-6686 FAX：0852-22-6687